

## 食料自給率向上協議会規約

## 1．設立趣旨

食料自給率の向上に向けては、政府はもとより、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体等の関係者が、適切な役割分担の下、しっかりとした工程管理を行いつつ、主体的な取組を行っていくことが必要である。このため、食料自給率向上協議会（以下「協議会」という。）を設立し、関係者の具体的な取組内容やその取組目標を示した行動計画を毎年作成する等により、食料自給率向上に向けた計画的な取組を推進することとする。

## 2．協議会の構成等

- (1) 協議会の構成員は別紙 1 のとおりとする。
- (2) 構成員の中から、会長を 1 名置くこととする。
- (3) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- (4) 構成員の中から、会長の指名により、副会長を 1 名置くこととする。  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (5) 構成員は、会長の指名により、必要に応じて追加できるものとする。
- (6) 協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を設ける。
- (7) 幹事会の構成員は別紙 2 のとおりとする。

## 3．活動内容

- (1) 食料自給率向上に向けた行動計画の策定
- (2) 行動計画に基づく取組の促進
- (3) 行動計画に基づく取組状況等についての点検・検証
- (4) その他食料自給率向上を図るために必要な活動

## 4．事務局

協議会の庶務は、農林水産省において処理する。

## 5．その他

その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。